

令和3年8月11日

尾張旭市議会

議長 片渕 卓三 殿

核兵器禁止条約の批准を求める尾張旭市民の会

代表

尾張旭市

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書

1 陳情の趣旨

尾張旭市市議会におかれましては、日頃より、市民生活の向上と発展のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

市議会は市制 40 周年を契機に平成 23 年（2011 年）、「非核平和都市宣言」を全会一致で議決されました。宣言には「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたっています。平成 29 年（2017 年）には国連で、「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とする「核兵器禁止条約」が 122 カ国の賛成を得て採択され、本年 1 月 22 日には国際法として発効しました。

尾張旭市の「非核平和都市宣言」は「核兵器禁止条約」の趣旨を先取りするものです。この点、私ども市民の誇りとするところであります、昨年は市制 50 周年、本年は議決から 10 周年に当たります。

「核兵器禁止条約」の採択に大きな貢献をした「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」が、同じ平成 29 年（2017 年）にノーベル平和賞を受賞しました。尾張旭市は ICAN の国際パートナー組織である平和首長会議の加盟都市でもあり、市政のなかで、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講演会の開催など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。またさまざまな市民による非核平和を目指す活動も盛んです。

このような尾張旭市の動向を基礎に、「国際社会に働きかけて」いくため、市議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准をもとめる意見書を採択され、政府ならびに国会にその意見書をご提出くださるようお願い申し上げます。

2 陳情の項目

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により政府（内閣総理大臣、外務大臣）ならびに国会（衆議院議長、参議院議長）に提出してください。



核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

平成 29 年（2017 年）7 月 7 日、国連会議において、核兵器禁止条約が国連加盟国の 6 割を超える 122 カ国 の賛成を得て採択されました。条約は前文で「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とすると述べています。

核兵器禁止条約は、50 カ国 の批准を得て本年 1 月 22 日に国際法として発効しました。本年 7 月 12 日現在では、55 カ国 が批准するに至っています。条約の発効は、非人道的な兵器としての核兵器は違法だとする新しい国際規範確立への大きな前進です。令和元年（2019 年）には、来日したローマ教皇が、被爆地長崎において「核兵器のない世界が可能であり必要であるという確信」をもとう、と力強いメッセージを発しました。この訴えを現実のものにする「核兵器の終わりの始まり」が、条約の発効です。

また核兵器禁止条約の採択に大きな貢献をした「核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）」は、平成 29 年（2017 年）にノーベル平和賞を受賞しましたが、尾張旭市は、ICAN の国際パートナー組織である平和首長会議の加盟都市です。市政のなかでも、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講演会の開催など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。加えて本市の「非核平和都市宣言」は「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたっています。

国際社会に働きかけ核保有国と非核保有国の橋渡しをするための原則として、平成 29 年（2017 年）に当時の岸田外務大臣の提唱によって設けられた「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」は、「核兵器のない世界のためのビジョンの強化」を求めています。核兵器禁止条約は、この「ビジョン」を強化するための大きな柱になると考えられます。

よって、日本政府に対し、唯一の被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准をおこなうよう強く求めるとともに、世界の多くの人々の期待に応えて、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを切に要望するものです。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 月 日

愛知県尾張旭市議会

提出先

内閣総理大臣
外務大臣
衆議院議長
参議院議長